

奈良県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

五條市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業五條市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十年十月八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成二十九年三月奈良県告示第四百七十九号のとおり

(二) 使用の部分

平成二十九年三月奈良県告示第四百七十九号の事業地のうち野原西一丁目地内に
おいて事業地を変更する。